

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 12 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 北上東和線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市二子町下岡島 48 番 8 地先から西小沼 23 番 3 地先まで	新	m 19.5~10.5	m 600.0
	旧	14.5~8.0	600.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 12 月 5 日から平成 21 年 1 月 5 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 水海大渡線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市両石町第 4 地割 17 番 1 地先から 87 番 57 地先まで	新	A m 45.5~8.3	m 1,483.6
釜石市両石町第 4 地割 123 番 1 地先から 87 番 57 地先まで		B 78.6~12.4	1,322.9
釜石市両石町第 4 地割 17 番 1 地先から 87 番 57 地先まで	旧	A 45.5~8.3	1,483.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 釜石地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 12 月 5 日から平成 21 年 1 月 5 日まで

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 桜峠平田線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市唐丹町字桜峠 92 番 3 地先から 89 番 1 地先まで	新	m 46.0~12.2	m 103.5
釜石市唐丹町字桜峠 89 番 1 地先内	旧	38.5~31.6	92.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 釜石地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 12 月 5 日から平成 21 年 1 月 5 日まで

- 4 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 342 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町永井字大沢田 190 番 41 地先から 197 番 2 地先まで	新	m 35.8~10.6	m 690.0
	旧	23.5~8.5	690.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 12 月 5 日から平成 21 年 1 月 5 日まで